

公益財団法人東京都医療保健協会 事業継続に関する基本方針

当財団院は、有事の際に被害を最小限に留め、診療を継続、又は早期に再開することによって、理念を実現するために、事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定し、理事長以下全職員でこれに取り組みます。

1. 人命尊重

有事の際には、患者さん、職員およびその家族、その他事業活動に関わる全ての方々の生命の安全確保を第一優先として行動します。

2. リスクの抽出と未然防止

直面する可能性のあるリスクを網羅的に抽出し、MQI 活動等を活用した継続的未然防止（リスク低減）に努めます。

3. BCP の策定とそのための設備・体制の構築

各リスクを踏まえた BCP を策定し、重要業務を継続、あるいは早期に再開できる設備・体制を構築します。

4. 教育・演習（訓練）

策定した BCP に対する教育・演習（訓練）を定期的実施します。

5. BCP の評価と見直し

事業影響度分析や・財務等の分析や教育・演習（訓練）、新たな知見等に基づき、BCP を定期的に見直し、事業継続の戦略を検討します。

6. 関連企業との連携

業務委託企業、仕入れ先企業等、関連企業との連携を密にし、事業継続を図ります。

7. 行政および医療機関との連携

災害拠点連携病院、二次救急病院として、行政および医療機関との連携を密にし、社会的使命を果たします。

8. 地域との連携

「地域が在って欲しい、在るので安心」と言って頂く病院となるために、常日頃から地域との連携を密にし、有事の際の協力体制を構築します。

9. 危機管理に関する広報とコミュニケーション

有事の情報発信体制を整備するとともに、事業継続に関する取り組みを公表します。また、関係者から事業継続に関する意見を聴取し、取り組みに反映します。

以上